

令和 2 年 9 月
浜田市議会定例会議議案

令和 2 年 9 月 1 日

令和 2 年 9 月 浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 認定第 1 号 令和元年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和元年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和元年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和元年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和元年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和元年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 令和元年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10 号 令和元年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第 11 号 令和元年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第 60 号 浜田市協働のまちづくり推進条例の制定について
- 議案第 61 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 62 号 浜田市手数料条例及び浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について
- 議案第 63 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第 64 号 令和元年度浜田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 65 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 66 号 令和 2 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 67 号 令和 2 年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 5 号 浜田市教育委員会委員の任命について

同意第 6 号 浜田市公平委員会委員の選任について

同意第 7 号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

報 告

報告第 17 号 有限会社ゆうひパーク三隅の経営状況の報告について

報告第 18 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 19 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について

報告第 20 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

認定第 1 号

令和元年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 2 号

令和元年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 3 号

令和元年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 4 号

令和元年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市公設水産物仲買売場特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 5 号

令和元年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 6 号

令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 7 号

令和元年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 8 号

令和元年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 9 号

令和元年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 10 号

令和元年度浜田市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度浜田市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 11 号

令和元年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度浜田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 60 号

浜田市協働のまちづくり推進条例の制定について

浜田市協働のまちづくり推進条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市協働のまちづくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市民等の権利及び役割（第4条・第5条）

第3章 市の役割（第6条・第7条）

第4章 市民参画（第8条・第9条）

第5章 地域協議会（第10条－第14条）

第6章 協働のまちづくりの推進（第15条－第24条）

第7章 雑則（第25条・第26条）

附則

私たちのまち浜田市は、全国に誇れる海や山などの美しい自然と、石見神楽や石州半紙などの伝統・文化、豊かな自然を活かした多くの観光資源を有する島根県西部の中核都市です。

平成17年10月の市町村合併では、独自の浜田那賀方式自治区制度により、「地域の特徴や地域らしさを大切にしたまちづくり」に取り組んできました。

しかしながら、急速に進む人口の減少や少子高齢社会といった情勢の中、担い手不足による防災活動や草刈作業といった地域活動の衰退や、これまで取組を進めてきた行財政改革による行政のスリム化により、地域だけ、市だけでは解決できない課題が増えています。

こうした課題に取り組んでいくため、本市では、これまでの自治区制度に代わる、新しいまちづくりに向けた取組を始めています。

これからは、本市に暮らす子どもから高齢者までの全ての人が、お互いの特徴や役割、そしてお互いがパートナーであることを認め合いながら、自分の地域や市の出来事に関心を持ち、まちづくりに自ら参画することが求められます。

また、市にも市民等との関係をもう一度見つめ直し、誰もがまちづくりに参画できるよう、分かりやすい市政運営と、市民等とのさらなる連携と協力が求められます。

ここに、私たちの願いである「全ての人が一体となった持続可能で元気な浜田」を目指し、誰もが参画でき、学ぶことのできる活動拠点を整備するとともに、協働のまちづくりに対する意識を高め、市民等と市による地域の個性を活かした協働のまちづくりを更に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を定めるとともに、市民等及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、行動し、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民等及び市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動することをいう。
- (2) まちづくり 市民等が地域の活動に参画し、自分達が暮らす地域をより住みよくしていくことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤若しくは通学をする者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (5) まちづくり活動団体 地域のまちづくりを行うため、自治会、町内会その他当該地域で活動する各種団体のうち、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。
- (6) 地区まちづくり推進委員会 まちづくり活動団体のうち、その地区の課題の解決や活性化を図るための組織として市長が認定したものをいう。
- (7) 市民等 市民、事業者及びまちづくり活動団体をいう。

(基本理念)

第3条 協働のまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進しなければならない。

- (1) 一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、一体的なまちづくりに向けて、積極的に取り組むこと。
- (2) 人や地域のつながりを大切にし、お互いを尊重し助け合うとともに、それぞれの特性や得意分野を活かすこと。
- (3) 本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承するとともに、地域の個性を活かすこと。
- (4) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

第2章 市民等の権利及び役割

(市民等の権利)

第4条 市民等は、まちづくりに参画し、意見を述べる権利を有する。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。

2 市民等は、まちづくりへの参画に当たっては、地域の個性を大切にし、それぞれの立場や違いを認めて行動するものとする。

第3章 市の役割

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民等がまちづくりについて自ら考え、参画することができるよう、必要とするまちづくりに関する情報を積極的に提供するものとする。

2 市は、市民等にまちづくりについて分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応するものとする。

3 市は、市民等が参画する様々な機会を積極的に設け、市民等の考え、意見等を把握し、まちづくりに反映するよう努めるものとする。

(市職員の育成及び参画促進)

第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市の職員に対して研修等を実施し、その育成を図るものとする。

2 市の職員は、協働のまちづくりを理解し、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。

第4章 市民参画

(市民参画の対象)

第8条 市は、まちづくりに関する次に掲げる事項を行おうとするときは、その内容を公表し、市民等がこれに対する意見を述べ、又は提案することができる機会を設けるものとする。ただし、軽易な変更又は改正については、この限りでない。

(1) 基本構想、基本的事項を定める計画及びこれらの実施計画の策定、変更又は廃止

(2) 基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止

(3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止

(4) 公共施設等の設置に関する基本計画の策定、変更又は廃止

(市民参画の方法)

第9条 前条に規定する市民等が意見を述べ、又は提案することができる機会は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 審議会等での審議等
- (2) パブリックコメントの実施
- (3) 説明会の開催
- (4) アンケートの実施
- (5) ワークショップの開催
- (6) その他市長が適当と認める方法

第5章 地域協議会

(地域協議会の設置)

第10条 地域の課題や問題を取り上げ、より良いまちづくりを推進するため、市長の附属機関として、別表に掲げる地域ごとに地域協議会を置く。

(地域協議会の所掌事項)

第11条 地域協議会は、その属する地域に係る次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 総合振興計画その他これに準ずる計画の進捗状況に関する事項
- (2) 中山間地域振興対策に関する事項
- (3) 一体的なまちづくりに関する事項
- (4) 市の重要施策に関する事項
- (5) その他地域協議会が必要と認める事項

2 市長は、前項の意見を尊重し、施策等に反映するよう努めるものとする。

(地域協議会の組織)

第12条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、その属する地域に住所を有し、当該地域の地区まちづくり推進委員会、自治会その他のまちづくり活動団体から推薦された者のうちから市長が委嘱する。

(地域協議会の委員の任期等)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

3 委員は、その属する地域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(委任)

第 14 条 地域協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 協働のまちづくりの推進

(協働のまちづくりの推進)

第 15 条 市民等及び市は、お互いにそれぞれの特性を理解し、尊重し、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するものとする。

(まちづくりに関する情報の共有)

第 16 条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集することにより、その情報を共有するよう努めるものとする。

2 市民等は、お互いに個々が持つまちづくりに関する情報に関心を持ち、共有するよう努めるものとする。

(人材育成)

第 17 条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めるものとする。

2 市民等及び市は、次世代のまちづくりを担う子ども、若者等の育成に努めるものとする。

(地区まちづくり推進委員会による推進)

第 18 条 地区まちづくり推進委員会は、当該地区の個性を活かしたまちづくりを進めるため、地域協議会及び他のまちづくり活動団体と連携し、共通の施策や課題に取り組むものとする。

(まちづくり活動団体による推進)

第 19 条 まちづくり活動団体は、自らの持つ知識及び特性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

2 まちづくり活動団体は、積極的にまちづくりに関する情報を発信し、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民等に理解されるよう努めるものとする。

3 まちづくり活動団体は、他のまちづくり活動団体との交流及び連携を図るよう努めるものとする。

(市による推進)

第 20 条 市は、市民等に対し、協働のまちづくりに関する啓発を行うものとする。

2 市は、地域の実情に配慮した上で、協働のまちづくりの推進に必要な人的、技術的又は財政的な支援等を行うものとする。

3 市は、各所属において積極的に協働のまちづくりを推進するとともに、

所属を超えた取組についても推進するものとする。

(推進体制)

第 21 条 市は、協働のまちづくりに係る推進計画を策定し、その進捗状況について検証するための組織を置くものとする。

(協働のまちづくりの活動拠点)

第 22 条 市は、社会教育・生涯学習の推進の拠点である公民館に、協働のまちづくりを推進する役割を加え、その活動拠点として、施設の整備及び充実に努めるものとする。

(事業者の協力)

第 23 条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(高等教育機関との連携)

第 24 条 市民等及び市は、高等教育機関（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）及び専修学校をいう。）と連携し、教育若しくは研究の成果又はこれらに関わる人が、協働のまちづくりの推進に寄与することができるよう努めるものとする。

第 7 章 雑則

(条例の見直し)

第 25 条 市長は、この条例の施行の状況について検討し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

(その他)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(浜田市自治区設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 浜田市自治区設置条例（平成 17 年浜田市条例第 308 号）

(2) 浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会条例（令和元年浜田市条例第 17 号）

(3) 浜田市地域振興基金条例（平成 17 年浜田市条例第 79 号）

(地域協議会の委員の委嘱及び任期の特例)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に前項

第1号の規定による廃止前の浜田市自治区設置条例第6条第2項の規定により委員に選任されている者は、施行日において、第12条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなす委員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(浜田市地域振興基金条例の廃止に伴う準備行為)

- 4 浜田市地域振興基金条例第6条の規定にかかわらず、同条例に基づく浜田市地域振興基金は、附則第2項第3号の規定による同条例の廃止に当たり、施行日前において、これを処分することができる。

(浜田市行政組織条例の一部改正)

- 5 浜田市行政組織条例（平成17年浜田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表地域政策部の項第2号を次のように改める。

(2) 協働のまちづくりに関すること。

(浜田市附属機関設置条例の一部改正)

- 6 浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部浜田市立学校統合計画審議会の項及び浜田市学校給食審議会の項中「各自治区」を「各地域」に改める。

(浜田市防災行政無線施設条例の一部改正)

- 7 浜田市防災行政無線施設条例（平成18年浜田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「弥栄自治区内」を「弥栄地域内」に改める。

別表第1中「浜田自治区」を「浜田地域」に、「金城自治区」を「金城地域」に、「旭自治区」を「旭地域」に、「弥栄自治区」を「弥栄地域」に、「三隅自治区」を「三隅地域」に改める。

(浜田市生活路線バス条例の一部改正)

- 8 浜田市生活路線バス条例（平成19年浜田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「旭自治区」を「旭地域」に、「金城自治区」を「金城地域」に、「浜田自治区」を「浜田地域」に、「弥栄自治区」を「弥栄地域」に改め、同表備考第4項を削る。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

9 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市協働のまちづくり推進に関する条例検討委員会委員及び部会委員の項を削る。

別表（第10条関係）

地域	区域
浜田地域	外ノ浦町、松原町、殿町、田町、琵琶町、朝日町、牛市町、紺屋町、天満町、新町、錦町、蛭子町、栄町、片庭町、港町、京町、高田町、真光町、大辻町、瀬戸ヶ島町、元浜町、原町、清水町、瀬戸見町、生湯町、長沢町、浅井町、黒川町、相生町、竹迫町、杉戸町、高佐町、河内町、野原町、原井町、笠柄町、三階町、長見町、後野町、佐野町、宇津井町、熱田町、長浜町、周布町、日脚町、治和町、津摩町、吉地町、穂出町、西村町、折居町、東平原町、鍋石町、櫛田原町、田橋町、横山町、内村町、内田町、井野町、上府町、国分町、久代町、下府町、宇野町、下有福町、大金町
金城地域	金城町久佐、金城町宇津井、金城町今福、金城町追原、金城町入野、金城町上来原、金城町下来原、金城町七条、金城町波佐、金城町長田、金城町小国
旭地域	旭町坂本、旭町今市、旭町丸原、旭町木田、旭町山ノ内、旭町和田、旭町重富、旭町本郷、旭町都川、旭町来尾、旭町市木
弥栄地域	弥栄町長安本郷、弥栄町三里、弥栄町程原、弥栄町大坪、弥栄町稲代、弥栄町高内、弥栄町門田、弥栄町小坂、弥栄町栃木、弥栄町木都賀、弥栄町野坂、弥栄町田野原
三隅地域	三隅町岡見、三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町折居、三隅町東平原、三隅町三隅、三隅町向野田、三隅町河内、三隅町矢原、三隅町下古和、三隅町上古和、三隅町井川、三隅町黒沢、三隅町井野、三隅町室谷、三隅町芦谷

議案第 61 号

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例

浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 運行路線の項の次に次のように加える。

浜田路線	櫛田原線	上櫛田原から田橋を經由する 本郷橋までの間	毎日
------	------	--------------------------	----

別表第 1 旭路線の項の次に次のように加える。

旭浜田路線	今市浜田線	石見今市から今福を經由する 浜田駅までの間	毎日
-------	-------	--------------------------	----

別表第 1 備考第 1 号中「戸川線」を「櫛田原線、戸川線、今市浜田線」に改める。

別表第 2 路線の区分の項の次に次のように加える。

浜田路線	200 円
------	-------

別表第 2 旭路線の項の次に次のように加える。

旭浜田路線	旭自治区内の区間のみの乗車	200 円
	旭自治区から金城自治区までの区間の乗車	400 円
	旭自治区から浜田自治区までの区間の乗車	600 円
	金城自治区内の区間のみの乗車	200 円
	金城自治区から浜田自治区までの区間の乗車	400 円
	浜田自治区内の区間のみの乗車	200 円

別表第 3 普通定期乗車券の項に次のように加える。

使用料が 600 円の区間	21,600 円	61,560 円	116,640 円
---------------	----------	----------	-----------

別表第 3 通学定期乗車券の項に次のように加える。

使用料が 600 円の区間	18,000 円	51,300 円	97,200 円
---------------	----------	----------	----------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 12 月 16 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浜田市生活路線バス条例別表第 1 から別表第 3

までの規定に係る同条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する回数乗車券使用運賃及び同項第 3 号に規定する定期乗車券使用運賃の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 62 号

浜田市手数料条例及び浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例及び浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例及び浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(浜田市手数料条例の一部改正)

第1条 浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- | | | |
|--|-------|------|
| (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は同法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定による除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付手数料 | 1通につき | 300円 |
| (2) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定による戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者の附票を含む。）の写し又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 | 1通につき | 300円 |

第2条第3号中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改める。

(浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 浜田市手数料条例等の一部を改正する等の条例（平成27年浜田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同条第2項の規定により個人番号カードとみなされる間」を「令和2年12月28日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例

浜田市乳幼児等医療費助成条例（平成 17 年浜田市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「満 15 歳」を「満 12 歳」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者

第 2 条第 4 項第 2 号中「第 1 項第 3 号」を「第 1 項第 4 号」に改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「前条第 1 項第 3 号」を「前条第 1 項第 4 号」に改め、同項第 2 号中「前条第 1 項第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同号ア中「100 分の 30」を「100 分の 10（前条第 1 項第 3 号に掲げる者にとっては、100 分の 30）」に改め、同項第 3 号中「前条第 1 項第 3 号」を「前条第 1 項第 4 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改め、同条第 2 項中「至ったとき」の次に「又は同号に規定する者が同項第 3 号に該当するに至ったとき」を加え、「同号に係る」を「それぞれ該当する」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 10 条中「第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 64 号

令和元年度浜田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度浜田市工業用水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月1日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和元年度浜田市工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	310,092,153	13,470,125	266,885,092
議会の議決による処分類	0	0	△ 130,000,000
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0
一般会計への繰出し	0	0	△ 130,000,000
条例による処分類	0	0	0
処分後残高	310,092,153	13,470,125	(繰越利益剰余金) 136,885,092

※ この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものである。

令和 2 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 2 年度 浜田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度浜田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,561,387 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,171,711 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		36,291	7,214	43,505
	1 地方特例交付金	36,291	7,214	43,505
11 地方交付税		11,690,000	436,810	12,126,810
	1 地方交付税	11,690,000	436,810	12,126,810
13 分担金及び負担金		288,566	2,294	290,860
	1 分担金	49,175	2,294	51,469
14 使用料及び手数料		528,444	440	528,884
	1 使用料	346,155	440	346,595
15 国庫支出金		10,619,160	1,729,908	12,349,068
	1 国庫負担金	3,486,169	25,679	3,511,848
	2 国庫補助金	7,124,039	1,704,229	8,828,268
16 県支出金		2,774,950	53,746	2,828,696
	2 県補助金	1,009,644	53,746	1,063,390
17 財産収入		123,846	△840	123,006
	1 財産運用収入	77,600	△840	76,760
18 寄附金		1,013,067	3,000	1,016,067
	1 寄附金	1,013,067	3,000	1,016,067
19 繰入金		2,454,628	△570,533	1,884,095
	1 特別会計繰入金	55,651	△7,943	47,708
	2 基金繰入金	2,398,977	△562,590	1,836,387
20 繰越金		1	559,027	559,028
	1 繰越金	1	559,027	559,028
21 諸収入		924,062	61,719	985,781
	3 貸付金元利収入	138,308	40,000	178,308
	5 雑収入	543,256	21,719	564,975

款	項	補正前の額	補正額	計
22市	債	3,007,000	278,602	3,285,602
	1市	債	278,602	3,285,602
歳入	合計	42,610,324	2,561,387	45,171,711

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		10,260,572	2,292,130	12,552,702
	1 総 務 管 理 費	9,642,113	2,279,304	11,921,417
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	198,425	12,826	211,251
3 民 生 費		11,472,064	40,041	11,512,105
	1 社 会 福 祉 費	6,358,730	1,209	6,359,939
	2 児 童 福 祉 費	4,260,550	38,172	4,298,722
	3 生 活 保 護 費	852,783	660	853,443
4 衛 生 費		3,290,374	7,094	3,297,468
	1 保 健 衛 生 費	1,916,756	7,094	1,923,850
6 農 林 水 産 業 費		2,504,670	24,235	2,528,905
	1 農 業 費	1,521,418	15,681	1,537,099
	2 林 業 費	312,419	7,874	320,293
	3 水 産 業 費	670,833	680	671,513
7 商 工 費		1,405,934	76,700	1,482,634
	1 商 工 費	1,405,934	76,700	1,482,634
8 土 木 費		2,928,962	4,500	2,933,462
	3 河 川 費	39,975	6,000	45,975
	4 港 湾 費	1,901	△1,500	401
9 消 防 費		1,387,480	2,401	1,389,881
	1 消 防 費	1,387,480	2,401	1,389,881
10 教 育 費		3,386,445	29,838	3,416,283
	1 教 育 総 務 費	1,001,449	37,950	1,039,399
	5 社 会 教 育 費	1,108,687	△3,894	1,104,793
	6 保 健 体 育 費	597,506	△4,218	593,288
11 災 害 復 旧 費		90,000	134,039	224,039

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	57,462	97,462
	2 公共土木施設災害復旧費	50,000	76,577	126,577
12 公 債 費		5,527,176	△49,591	5,477,585
	1 公 債 費	5,527,176	△49,591	5,477,585
歳 出 合 計		42,610,324	2,561,387	45,171,711

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
高速情報通信基盤整備事業	令和3年度から令和4年度まで	千円 2,065,973
三隅特産品展示販売センター 管理運営費	令和3年度から令和7年度まで	53,665
かなぎウェスタンライディング パーク管理運営費	令和3年度から令和7年度まで	105,625

第 3 表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
C A T V 整 備 事 業	千円 27,900	千円 216,500
土 地 改 良 事 業	76,700	82,900
林 道 整 備 事 業	47,600	49,500
自 然 災 害 防 止 事 業	67,800	75,300
災 害 復 旧 事 業	25,600	112,700
臨 時 財 政 対 策 債	750,000	737,302

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	36,291	7,214	43,505
11 地方交付税	11,690,000	436,810	12,126,810
13 分担金及び負担金	288,566	2,294	290,860
14 使用料及び手数料	528,444	440	528,884
15 国庫支出金	10,619,160	1,729,908	12,349,068
16 県支出金	2,774,950	53,746	2,828,696
17 財産収入	123,846	△840	123,006
18 寄附金	1,013,067	3,000	1,016,067
19 繰入金	2,454,628	△570,533	1,884,095
20 繰越金	1	559,027	559,028
21 諸収入	924,062	61,719	985,781
22 市債	3,007,000	278,602	3,285,602
歳入合計	42,610,324	2,561,387	45,171,711

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	10,260,572	2,292,130	12,552,702	1,613,488	188,600	2,440	487,602
3民 生 費	11,472,064	40,041	11,512,105	39,711			330
4衛 生 費	3,290,374	7,094	3,297,468	10,856		△4,912	1,150
6農 林 水 産 業 費	2,504,670	24,235	2,528,905	9,971	11,300	2,209	755
7商 工 費	1,405,934	76,700	1,482,634	19,100		56,600	1,000
8土 木 費	2,928,962	4,500	2,933,462		4,300	1,500	△1,300
9消 防 費	1,387,480	2,401	1,389,881	774			1,627
10教 育 費	3,386,445	29,838	3,416,283	37,950			△8,112
11災 害 復 旧 費	90,000	134,039	224,039	51,804	87,100		△4,865
12公 債 費	5,527,176	△49,591	5,477,585				△49,591
歳 出 合 計	42,610,324	2,561,387	45,171,711	1,783,654	291,300	57,837	428,596

2 歳 入

10 地方特例交付金 (1 地方特例交付金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
10 地方特例交付金	36,291	7,214	43,505
1 地方特例交付金	36,291	7,214	43,505
1 地方特例交付金	36,291	7,214	43,505
11 地方交付税	11,690,000	436,810	12,126,810
1 地方交付税	11,690,000	436,810	12,126,810
1 地方交付税	11,690,000	436,810	12,126,810
13 分担金及び負担金	288,566	2,294	290,860
1 分 担 金	49,175	2,294	51,469
2 農林水産業費分担金	45,957	794	46,751
3 土木費分担金	2,150	1,500	3,650
14 使用料及び手数料	528,444	440	528,884
1 使 用 料	346,155	440	346,595
1 総務使用料	100,627	440	101,067
15 国庫支出金	10,619,160	1,729,908	12,349,068
1 国庫負担金	3,486,169	25,679	3,511,848
4 災害復旧費国庫負担金	26,680	25,679	52,359
2 国庫補助金	7,124,039	1,704,229	8,828,268
1 総務費国庫補助金	6,118,946	1,700,253	7,819,199

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1	地方特例交付金	7,214	地方特例交付金 7,214
1	地方交付税	436,810	普通交付税 436,810
2	林業費分担金	794	林地崩壊防止事業分担金 794
2	河川費分担金	1,500	宅地自然災害防止事業分担金 1,500
2	総務管理使用料	440	生活路線バス使用料 440
1	公共土木施設災害復旧費負担金	25,679	2年公共土木施設災害復旧費 25,679
1	総務管理費補助金	1,691,345	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,009,935 高度無線環境整備推進事業費 681,410
2	戸籍住民基本台帳費補助金	8,908	法改正対応戸籍住基システム改修事業費 8,908

15 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 民生費国庫補助金	303,884	3,202	307,086
8 消防費国庫補助金	0	774	774
16 県支出金	2,774,950	53,746	2,828,696
2 県補助金	1,009,644	53,746	1,063,390
2 民生費県補助金	276,013	17,650	293,663
4 農林水産業費県補助金	510,550	9,971	520,521
8 災害復旧費県補助金	16,425	26,125	42,550
17 財産収入	123,846	△840	123,006
1 財産運用収入	77,600	△840	76,760
1 財産貸付収入	55,985	△840	55,145
18 寄附金	1,013,067	3,000	1,016,067
1 寄附金	1,013,067	3,000	1,016,067
1 総務費寄附金	1,006,000	3,000	1,009,000
19 繰入金	2,454,628	△570,533	1,884,095
1 特別会計繰入金	55,651	△7,943	47,708
1 公設水産物仲買売場特別会計繰入金	55,651	△7,943	47,708

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 児童福祉費補助金	2,872	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費	539 2,333
4 生活保護費補助金	330	生活困窮者自立促進支援事業費	330
1 消防費補助金	774	消防団設備整備事業費	774
2 児童福祉費補助金	17,650	保育所等従事者応援協力金給付事業費	17,650
1 農業費補助金	9,181	中核的経営体等育成支援事業費 新規就農者整備支援事業費 産地創生事業費	6,188 2,493 500
2 林業費補助金	790	きのこの里づくり事業費 林地崩壊防止事業費	△1,210 2,000
1 災害復旧費県補助金	26,125	2年林業施設災害復旧費	26,125
1 土地建物貸付収入	△840	公設水産物仲買売場貸付収入	△840
1 総務管理費寄附金	3,000	企業版ふるさと寄附金	3,000

19 繰入金（1 特別会計繰入金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 基金繰入金	2,398,977	△562,590	1,836,387
1 財政調整基金繰入金	773,592	△573,673	199,919
5 まちづくり振興基金繰入金	139,684	△4,912	134,772
7 ふるさと応援基金繰入金	791,536	16,600	808,136
9 農業振興基金繰入金	65,989	△605	65,384
20 繰越金	1	559,027	559,028
1 繰越金	1	559,027	559,028
1 繰越金	1	559,027	559,028
21 諸収入	924,062	61,719	985,781
3 貸付金元利収入	138,308	40,000	178,308
1 貸付金元利収入	138,308	40,000	178,308
5 雑入	543,256	21,719	564,975
2 雑入	543,254	21,719	564,973
22 市債	3,007,000	278,602	3,285,602
1 市債	3,007,000	278,602	3,285,602
1 総務債	331,700	188,600	520,300

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	公設水産物仲買売場特別会計繰入金	△7,943	公設水産物仲買売場特別会計繰入金	△7,943
1	財政調整基金繰入金	△573,673	財政調整基金繰入金	△573,673
1	まちづくり振興基金繰入金	△4,912	まちづくり振興基金繰入金	△4,912
1	ふるさと応援基金繰入金	16,600	ふるさと応援基金繰入金	16,600
1	農業振興基金繰入金	△605	農業振興基金繰入金	△605
1	前年度繰越金	559,027	前年度繰越金	559,027
9	観光費貸付金元利収入	40,000	観光誘客多角化促進事業貸付金元金収入	40,000
7	総務費雑入	2,000	協働のまちづくり事業助成金	2,000
8	民生費雑入	12,918	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金	12,918
11	農林水産業費雑入	△140	水産雑入	△140
13	土木費雑入	6,941	調整池維持管理費	6,941

22 市 債 (1 市 債)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
4 農林水産業債	588,900	11,300	600,200
6 土 木 債	491,300	4,300	495,600
9 災害復旧債	25,600	87,100	112,700
10 臨時財政対策債	750,000	△12,698	737,302
歳 入 合 計	42,610,324	2,561,387	45,171,711

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	総務管理債	188,600	CATV整備事業費 188,600
1	農業債	6,200	県営農道整備事業負担金 6,200
2	林業債	5,100	県営林道整備事業負担金 1,900 林地崩壊防止事業費 3,200
2	河川債	4,300	自然災害防止事業費 4,300
1	農林水産業施設災害復旧債	29,200	現年林業施設災害復旧費 29,200
2	公共土木施設災害復旧債	57,900	現年公共土木施設災害復旧費 57,900
1	臨時財政対策債	△12,698	臨時財政対策債 △12,698

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	10,260,572	2,292,130	12,552,702	1,613,488	188,600	2,440	487,602
1 総務管理費	9,642,113	2,279,304	11,921,417	1,604,580	188,600	2,440	483,684
4 財政管理費	65,288	△7,943	57,345				△7,943
6 財産管理費	474,199	307,701	781,900				307,701
7 企 画 費	7,229,826	1,792,744	9,022,570	1,600,040	188,600	2,440	1,664
13 国際交流費	20,433	△1,354	19,079				△1,354
15 防災諸費	102,748	4,540	107,288	4,540			
17 諸 費	47,420	183,616	231,036				183,616

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
24 積立金		△7,943	1 減債基金積立金 △7,943
24 積立金		307,701	1 財政調整基金積立金 280,000 2 市民生活安定化基金積立金 27,701
10 需用費		△26	1 生活路線バス運行事業 3,412
11 役務費		△1	2 新交通システム運営事業 2,438
12 委託料		118,382	3 浜田で学ぶ学生支援事業 △1,822
13 使用料及び賃借料		△1,272	4 新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業 213
14 工事請負費		1,413,453	5 高速情報通信基盤整備事業（国補正分） 1,788,503
18 負担金補助及び交付金		262,183	
26 公課費		25	
8 旅費		△454	1 海外友好都市交流推進事業 △1,354
18 負担金補助及び交付金		△900	
12 委託料		4,540	1 新型コロナウイルス感染症対策事業（防災諸費） 4,540
22 償還金利子及び割引料		183,616	1 国県補助金等精算返還金 183,616

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	198,425	12,826	211,251	8,908			3,918
1 戸籍住民基本 台帳費	198,425	12,826	211,251	8,908			3,918

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
12 委託料		12,826	1 戸籍事務電算化事業 12,826

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,472,064	40,041	11,512,105	39,711			330
1 社会福祉費	6,358,730	1,209	6,359,939	1,209			
4 老人福祉費	1,891,372	1,209	1,892,581	1,209			

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
12 委託料		1,209	1 総合福祉センター管理事業 1,209

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,260,550	38,172	4,298,722	38,172			
1 児童福祉総務費	820,428	35,300	855,728	35,300			
2 児童措置費	3,417,726	2,872	3,420,598	2,872			

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単 位 : 千 円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	5,950	1 保育所等従事者応援協力金給付事業 35,300
18 負担金補助及び交付金	29,350	
18 負担金補助及び交付金	2,872	1 特別保育事業 2,872

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	852,783	660	853,443	330			330
1 生活保護総務費	99,426	660	100,086	330			330

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
12 委託料	660	1 生活保護事務費 660

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,290,374	7,094	3,297,468	10,856		△4,912	1,150
1 保健衛生費	1,916,756	7,094	1,923,850	10,856		△4,912	1,150
1 保健衛生総務費	504,722	5,944	510,666	10,856		△4,912	
3 乳幼児等医療費	164,350	1,150	165,500				1,150

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
10 需用費	△5	1 巡回人間ドック事業 △4,912
11 役務費	△57	2 新型コロナウイルス感染症対策事業（保健衛生総務費） 7,320
12 委託料	△4,850	3 遠隔医療体制整備事業 3,536
17 備品購入費	9,536	
18 負担金補助及び交付金	1,320	
10 需用費	269	1 児童医療費助成事業 1,150
11 役務費	336	
12 委託料	545	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	2,504,670	24,235	2,528,905	9,971	11,300	2,209	755
1 農 業 費	1,521,418	15,681	1,537,099	9,181	6,200		300
3 農業振興費	572,277	9,181	581,458	9,181			
5 土地改良事業費	202,056	6,500	208,556		6,200		300

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
18 負担金補助及び交付金		9,181	1 中核的経営体等育成支援事業 9,181
18 負担金補助及び交付金		6,500	1 県事業負担金（農道） 6,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林 業 費	312,419	7,874	320,293	790	5,100	3,189	△1,205
1 林業振興費	159,324	△302	159,022	△1,210		2,395	△1,487
3 林道新設費	87,484	2,000	89,484		1,900		100
5 林地崩壊防止 事業費	5,141	6,176	11,317	2,000	3,200	794	182

6 農林水産業費（2 林業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
7	報償費	△1,180	1 きのこの里づくり事業 △1,815 2 豊かな森づくり推進事業 0 3 全国植樹祭・全国林業後継者大会 運営事業 △1,487 4 山村地域の木育推進事業 3,000
8	旅費	△97	
10	需用費	△150	
12	委託料	△2,742	
13	使用料及び賃借料	△60	
18	負担金補助及び交付金	11,927	
24	積立金	△8,000	
18	負担金補助及び交付金	2,000	1 県事業負担金（林道） 2,000
10	需用費	176	1 林地崩壊防止事業 6,176
12	委託料	1,000	
14	工事請負費	5,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	670,833	680	671,513			△980	1,660
1 水産業総務費	64,592	△922	63,670			△980	58
2 水産業振興費	472,790	1,602	474,392				1,602

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
10 需用費		△673	1 水産総務事務費 △922
12 委託料		△249	
10 需用費		690	1 山陰浜田港公設市場開設準備事業 1,602
12 委託料		543	
13 使用料及び賃借料		344	
18 負担金補助及び交付金		25	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,405,934	76,700	1,482,634	19,100		56,600	1,000
1 商 工 費	1,405,934	76,700	1,482,634	19,100		56,600	1,000
3 観 光 費	325,301	76,700	402,001	19,100		56,600	1,000

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	16,600	1 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業 19,100
18 負担金補助及び交付金	20,100	2 観光誘客多角化促進事業 40,000
20 貸付金	40,000	3 美又温泉効能調査事業 1,000 4 石見神楽特別番組制作事業 16,600

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2,928,962	4,500	2,933,462		4,300	1,500	△1,300
3 河 川 費	39,975	6,000	45,975		4,300	1,500	200
2 自然災害防止 事業費	5,000	6,000	11,000		4,300	1,500	200

8 土 木 費 (3 河 川 費)

(単 位 : 千 円)

節		金 額	説 明
区 分			
14 工事請負費		6,000	1 自然災害防止事業 6,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 港 湾 費	1,901	△1,500	401				△1,500
1 港湾振興費	1,901	△1,500	401				△1,500

8 土 木 費 (4 港 湾 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△1,500	1 港湾振興事務費 △1,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,387,480	2,401	1,389,881	774			1,627
1 消 防 費	1,387,480	2,401	1,389,881	774			1,627
2 非常備消防費	127,856	2,401	130,257	774			1,627

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	77	1 非常備消防事務運営費 2,401
17 備品購入費	2,324	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,386,445	29,838	3,416,283	37,950			△8,112
1 教育総務費	1,001,449	37,950	1,039,399	37,950			
2 事務局費	820,228	37,950	858,178	37,950			

10 教育費（1 教育総務費）

（単位：千円）

節		説明
区 分	金 額	
17 備品購入費	37,950	1 児童生徒 1 人 1 台端末整備事業（ 国補正分） 37,950

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	1,108,687	△3,894	1,104,793				△3,894
6 文化費	173,079	△3,894	169,185				△3,894

10 教育費（5 社会教育費）

（単位：千円）

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△3,894	1 文化振興事業 △3,894

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	597,506	△4,218	593,288				△4,218
3 体 育 費	21,446	△4,218	17,228				△4,218

10 教 育 費 (6 保健体育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△70	1 浜田ー益田間駅伝競走大会助成事業 △1,309 2 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業 △2,909
11 役務費	△75	
12 委託料	△2,500	
13 使用料及び賃借料	△339	
18 負担金補助及び交付金	△1,234	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	90,000	134,039	224,039	51,804	87,100		△4,865
1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	57,462	97,462	26,125	29,200		2,137
3 林業施設災害復旧費	20,000	57,462	77,462	26,125	29,200		2,137

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	1,962	1 2年林業施設災害復旧費 57,462
12	委託料	2,500	
14	工事請負費	53,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公共土木施設 災害復旧費	50,000	76,577	126,577	25,679	57,900		△7,002
1 道路橋梁災害 復旧費	50,000	76,577	126,577	25,679	57,900		△7,002

11 災害復旧費（2 公共土木施設災害復旧費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
10 需用費	1,177	1 2年公共土木施設災害復旧費 76,577
12 委託料	19,200	
14 工事請負費	56,200	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	5,527,176	△49,591	5,477,585				△49,591
1 公 債 費	5,527,176	△49,591	5,477,585				△49,591
2 利 子	302,572	△49,591	252,981				△49,591

12 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	△49,591	1 長期債利子 △49,591

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[既決分]	千円 3,373,482		千円 809,827	千円 1,116,226		千円 1,447,429	千円 52,162	千円 1,395,267
高速情報通信基盤整備事業	2,065,973	令和3年度から			令和4年度まで	2,065,973	1,475,657	590,316
三隅特産品展示販売センター 管 理 運 営 費	53,665	令和3年度から			令和7年度まで	53,665		53,665
かなぎウエスタンライディング パ ー ク 管 理 運 営 費	105,625	令和3年度から			令和7年度まで	105,625		105,625
計	5,598,745		809,827	1,116,226		3,672,692	1,527,819	2,144,873

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 2,031,732	千円 25,600	千円 210,222	千円 1,847,110
	補 正 額		87,100		87,100
	補 正 後 の 額	2,031,732	112,700	210,222	1,934,210
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	17,929,818	1,043,500	1,790,274	17,183,044
	補 正 額		15,600		15,600
	補 正 後 の 額	17,929,818	1,059,100	1,790,274	17,198,644
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,475,537	1,153,800	1,929,052	14,700,285
	補 正 額		188,600		188,600
	補 正 後 の 額	15,475,537	1,342,400	1,929,052	14,888,885
臨 時 財 政 対 策 債	補 正 前 の 額	11,284,605	750,000	604,901	11,429,704
	補 正 額		△ 12,698		△ 12,698
	補 正 後 の 額	11,284,605	737,302	604,901	11,417,006
計	補 正 前 の 額	52,195,730	3,007,000	5,224,526	49,978,204
	補 正 額		278,602		278,602
	補 正 後 の 額	52,195,730	3,285,602	5,224,526	50,256,806

令和 2 年度

浜田市駐車場事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 2 年度 浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度浜田市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,224 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,846 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	1,224	1,225
	1 繰越金	1	1,224	1,225
歳入合計		32,622	1,224	33,846

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐 車 場 費		14,617	1,224	15,841
	1 総 務 管 理 費	14,617	1,224	15,841
歳 出 合 計		32,622	1,224	33,846

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	1	1,224	1,225
歳入合計	32,622	1,224	33,846

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1駐 車 場 費	14,617	1,224	15,841				1,224
歳 出 合 計	32,622	1,224	33,846	0	0	0	1,224

2 歳 入

4 繰 越 金 (1 繰 越 金)

款			
項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
目			
4 繰 越 金	1	1,224	1,225
1 繰 越 金	1	1,224	1,225
1 繰 越 金	1	1,224	1,225
歳 入 合 計	32,622	1,224	33,846

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	前年度繰越金	1,224	前年度繰越金 1,224

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 駐車場費	14,617	1,224	15,841				1,224
1 総務管理費	14,617	1,224	15,841				1,224
1 一般管理費	2,600	1,224	3,824				1,224

1 駐車場費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	1,224	1 財政調整基金積立金 1,224

令和 2 年度

浜田市公設水産物仲買売場 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 2 年度 浜田市公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度浜田市の公設水産物仲買売場特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 311 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,691 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		9,251	△6,229	3,022
	1 使用料	9,251	△6,229	3,022
3 繰入金		56,666	2,959	59,625
	1 基金繰入金	56,666	2,959	59,625
4 繰越金		1	2,959	2,960
	1 繰越金	1	2,959	2,960
歳入合計		66,002	△311	65,691

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水産物仲買売場費		66,002	△311	65,691
	1 総務管理費	66,002	△311	65,691
歳 出	合 計	66,002	△311	65,691

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	9,251	△6,229	3,022
3 繰入金	56,666	2,959	59,625
4 繰越金	1	2,959	2,960
歳入合計	66,002	△311	65,691

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1水産物仲買売場費	66,002	△311	65,691			△6,229	5,918
歳 出 合 計	66,002	△311	65,691	0	0	△6,229	5,918

2 歳 入

1 使用料及び手数料 (1 使用料)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 使用料及び手数料	9,251	△6,229	3,022
1 使用料	9,251	△6,229	3,022
1 水産物仲買売場使用料	9,251	△6,229	3,022
3 繰入金	56,666	2,959	59,625
1 基金繰入金	56,666	2,959	59,625
1 財政調整基金繰入金	56,666	2,959	59,625
4 繰越金	1	2,959	2,960
1 繰越金	1	2,959	2,960
1 繰越金	1	2,959	2,960
歳入合計	66,002	△311	65,691

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	水産物仲買売場使用料	△6,229	水産物仲買売場使用料	△6,229
1	財政調整基金繰入金	2,959	財政調整基金繰入金	2,959
1	前年度繰越金	2,959	前年度繰越金	2,959

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 水産物仲買売場費	66,002	△311	65,691			△6,229	5,918
1 総務管理費	66,002	△311	65,691			△6,229	5,918
1 一般管理費	55,734	△4,984	50,750				△4,984
2 施設維持管理費	10,268	4,673	14,941			△6,229	10,902

1 水産物仲買売場費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	2,959	1 財政調整基金積立金 2,959
27	繰出金	△7,943	2 一般会計繰出金 △7,943
12	委託料	2,183	1 水産物仲買売場維持管理費 4,673
13	使用料及び賃借料	1,375	
18	負担金補助及び交付金	1,115	

同意第 5 号

浜田市教育委員会委員の任命について

浜田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省 略)
職 業	無 職
氏 名	杉野本 智 幸
生年月日	(省 略)

(参 考)

前任者 藤 本 孝 男 (令和 2 年 11 月 18 日まで)

任 期 4 年

根拠法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項

同意第 6 号

浜田市公平委員会委員の選任について

浜田市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省 略)
職 業	大学教員
氏 名	岩 本 浩 史
生年月日	(省 略)

(参 考)

前任者 牛 尾 祐 治 (令和 2 年 11 月 17 日まで)

任 期 4 年

根拠法 地方公務員法第 9 条の 2 第 10 項

同意第 7 号

浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

浜田市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省 略)
職 業	団体職員
氏 名	植 田 和 広
生年月日	(省 略)

住 所	(省 略)
職 業	無 職
氏 名	桑 本 聖
生年月日	(省 略)

住 所	(省 略)
職 業	土地家屋調査士
氏 名	直 江 稔
生年月日	(省 略)

(参 考)

前任者 植 田 和 広 (令和 2 年 11 月 17 日まで)
小 川 明 夫 (令和 2 年 11 月 17 日まで)
小 野 善 道 (令和 2 年 11 月 17 日まで)

任 期 3 年

根拠法 地方税法第 423 条第 6 項